

令和 8 年 第 11 回帯広市教育委員会会議録

1. 令和 8 年 6 月 30 日 火曜日 16 時 00 分 ～ 16 時 20 分
帯広市教育委員会会議を市役所 10 階第 3 会議室に招集する。

2. 本日の出席者

教 育 長	村 松 正 仁
教 育 委 員	藤 澤 郁 美
教 育 委 員	佐々木 しゅり
教 育 委 員	柳 川 久
教 育 委 員	早 川 一 之

3. 本日の議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日 程 第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 報告第 19 号 帯広市青少年問題協議会委員の委嘱について |
| 日 程 第 3 | 報告第 20 号 給食費改定の考え方について |
| 日 程 第 4 | その他 (1) 今後の事業予定について |
| | その他 (2) 寄附受納について |
| | その他 |
| 日 程 第 5 | 議案第 26 号 帯広市手数料条例等の一部を改正する条例制定について【非公開】 |

村松教育長

ただいまから、令和 8 年第 11 回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

出席委員は全員であります。

会議は、成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(高橋企画総務課長 報告)

村松教育長

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、佐々木委員及び柳川委員を指名いたします。

日程第 2、報告第 19 号帯広市青少年問題協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

加藤 室長

報告第 19 号帯広市青少年問題協議会委員の委嘱について、ご報告いたします。議案書 1 ページをご覧ください。本協議会は地方青少年問題協議会法及び条例に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の審議や、関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的に設置しているものであります。委員につきましては市長が任命し、関係行政機関及び関係団体の代表者 9 名、並びに学識経験者 6 名の計 15 名により構成されております。このほど関係団体の代表者変更に伴い、去る 6 月 4 日、新たに 6 名の委員を委嘱したのでご報告します。報告は以上です。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第 3、報告第 20 号給食費改定の考え方についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

中小原室長

報告第 20 号給食費改定の考え方についてご説明いたします。議案書は 3 ページをご覧ください。給食費改定の考え方について、別紙のとおり決定したので報告するものです。次のページをご覧ください。給食費の改定につきましては、これまで、給食費改定の検討に着手する際の判断基準に基づき、年度当初の消費者物価指数が改定年と比較し 5 % 変動した際に、給食費改定の検討に着手してきました。しかしながら、近年は、不安定な世界情勢や円安、賃金上昇等の要因により物価高騰が続き、これまでの基準では物価変動に速やかに対応することが難しい状況となっております。このため、今後の物価変動に柔軟に対応し、質や量を確保した学校給食を安定的に提供できるよう、現行の基準を見直すものです。今後は、学校給食で使用する主な食材価格の変動を毎年検証し、その結果を踏まえ給食費の改定について検討いたします。また、価格の変動が小さく、

消費者物価指数の変動が概ね1%を下回る場合は、改定を見送ることができることといたします。なお、改定に向けましては、これまでどおり、学校給食センター運営委員会に諮問するとともに、条例改正や予算編成の手続きを行ってまいります。説明は以上です。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第4、その他に入ります。

その他（1）今後の事業予定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

加藤 室長

学校教育部に関する主な事業予定について、ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。はじめに、小学校及び義務教育学校前期課程の修学旅行であります。7月1日から10月1日までの期間に実施されます。次に、小・中学校及び義務教育学校の1学期終業式であります。7月24日に実施いたします。次に、学校地域連携課では、あすかの会ボランティア体験を7月26日に実施いたします。次に南商業高等学校では、第66回南商祭を7月9日から11日までの日程で、1学期終業式を7月23日に実施いたします。最後に教育研究所では、夏季研修講座を7月29日から8月4日までの日程で実施いたします。学校教育部からは以上です。

天池 室長

続きまして、生涯学習部に関する主な事業予定につきましてご説明いたします。はじめに議案書6ページ、生涯学習文化課では、市民大学講座をご覧の日程で5講座を開催いたします。次に7ページ図書館では、7月20日から10月10日まで、とかちジュニア文芸第17号の募集を行うとともに、7月25日と26日にとかちジュニア文芸の夏休み文章教室を開催いたします。次に8ページ、児童会館では、自然体験クラブやきらきら人形劇場、親と子を対象とした各種事業などをご覧の日程で開催いたします。次に10ページ、百年記念館では、7月18日の「アイヌ民族の食文化」と題した博物館講座のほか、各種行事をご覧の日程で開催いたします。次に11ページ、動物園では、7月25日・26日の2日間「よるの動物園」など、ご覧の日程で開催いたします。最後にスポーツ課では、7月11日に児童向けスポーツ体験イベントを開催するほか、7月26日に明治北海道十勝オーバルのリンクがオープンし、リンクの無料開放を行います。生涯学習部に関する主な事業予定は、以上であります。

村松教育長

これから質疑に入ります。

別になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

その他（2）寄附受納についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

加藤 室長

学校教育部の寄附についてご報告いたします。議案書13ページをご覧ください。学校地域連携課担当分として、学校教育や、こども

を応援する活動の充実のため、イオン北海道株式会社様ほか市外在住の方 196 名より、合計 414 万 7,386 円をご寄附いただいております。また学校教育課担当分として、子どもたちがスポーツに親しめる環境づくりを支援し、子どもたちの健全育成及び地域の活性化に寄与するため、公益財団法人北海道サッカー協会様よりサッカーボール 52 個をご寄附いただいております。なお、ご寄附いただいた現金は、こども学校応援基金に積み立てるものです。学校教育部からは以上でございます。

天池 室長

続きまして、生涯学習部に関する寄附につきまして、ご報告いたします。議案書は 14 ページでございます。はじめに、生涯学習文化課では、帯広市民文化ホールの安定的な運営のためとして、市外法人から、舞台装置一式を。また、風土に根ざした文化の振興のためとして市外在住の方 4 名より 5 万 4 千円を。次に図書館では、図書資料充実のためとして市外在住の方 12 名より、19 万 4 千円をそれぞれご寄附いただいております。次に動物園では、地域貢献・奉仕活動として、帯広塗装工業協同組合様に園内の塗装、また、帯広明るい社会づくり運動様ほか 463 名の皆様に園内の清掃をそれぞれ実施いただいたほか、園内の清掃に役立てるためとして、帯広明るい社会づくり運動様から、熊手 60 本を。動物展示施設等の整備及び動物の購入のためとしてイオン北海道株式会社様ほか、市外在住の方 21 名より、合わせまして 208 万 8,273 円をそれぞれご寄附いただいております。最後にスポーツ課では、スポーツ振興のためとして、市外在住の方 9 名より、15 万 4 千円をご寄附いただいております。なお、ご寄附いただいた現金は、帯広市文化基金他 3 基金に積み立てるものです。生涯学習部からは以上です。

村松教育長
佐々木委員

これから質疑に入ります。

13 ページのサッカーボールの寄附についてですが、こちらは全国で同じタイミングで行われているものなののでしょうか。

佐藤 課長

今回の寄附につきましては、北海道サッカー協会主催での寄附となっておりますが、全国での寄附が行われているか否かは一度持ち帰り、確認の上、共有させていただきます。

村松教育長

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

事務局
村松教育長

事務局から、その他説明事項はありますか。

ございません。

事務局からは、特にないようですが、各委員から他にご意見、ご質問等があれば、ご発言願います。

別になれば、ここで、会議の進め方についてお諮りいたします。

日程第 5 の案件については、帯広市教育委員会会議規則第 16 条第 1 項第 3 号により、非公開にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

各 委 員
村松教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、そのとおり取り扱いたします。

これより、会議を非公開といたします。

日程第 5、議案第 26 号帯広市手数料条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

村木 部長

議案第 26 号帯広市手数料条例等の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。議案書は、本日お手元に配付させていただいております。本日の配付資料についてですが、1 ページから 33 ページまでが議案書、34 ページから 71 ページまでが社会教育施設分を抜粋した新旧対照表、72 ページから 73 ページまでが今回の使用料改定についての概要資料、74 ページが改正条例の一覧表となっております。本案は、令和 9 年度から手数料、使用料等を改定することとし、教育委員会所管の条例、具体的には 15 ページ、第 17 条に記載されております帯広市児童会館条例をはじめとして、帯広百年記念館条例、帯広市民文化ホール条例、おびひろグリーンステージ条例、帯広市民ギャラリー条例、帯広市学校開放事業施設使用料条例、帯広市動物園条例、帯広市定住交流センター条例、帯広市生涯学習センター条例及び帯広市体育施設条例につきまして、他の関連条例とともに一括改正するため、新たな条例を制定するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会のご意見をいただくものであります。それでは、概要資料に基づきご説明いたします。72 ページをご覧ください。まず、「1 背景・目的」ですが、現行の使用料・手数料は、平成 24 年度にそれまでのコスト回収率 100%の考え方に、行政サービスの目的達成という視点を取り入れて改定したものです。平成 26 年度、令和元年度には消費税率の改正がありましたが、コスト回収率の変動が限定的であったこと、また、その後は新型コロナウイルスの発生に伴う行政サービスの利用控えがあったことから、改定は見送ってまいりました。現在、新型コロナの 5 類感染症への移行により利用状況は平時に戻っていること、また、物価高騰に伴うコストの増加等により、コスト回収率が低下している状況にあることから、令和 9 年 4 月から料金を改定しようとするものであります。なお、「2 基本的視点」にありますとおり、「行政サービスの安定的、継続的な提供」「受益者負担の原則」「行政サービスの目的達成」の 3 点を料金改定における視点としております。次に「3 料金設定の考え方」についてご説明いたします。コスト回収率 100%を基本としつつ、類似施設等と比較して割高感があり、利用者の減少が見込まれる場合には利用者が適正と実感できる水準に調整して料金を試算し、社会教育委員会議をはじめとして、各施設の運営審議会等からご意見をいた

だきながら、検討を進めてきたところであります。また、前回改定時からの変更点として、学校開放における文化事業の有料化、一部施設において設定していた全日割引料金の廃止、体育施設 1 か月券の基準の統一、緑ヶ丘公園の 3 館における共通通年入場券の導入、百年記念館・児童会館の一部貸室における区分貸しから時間貸しへの見直し、通気期間外に冷暖房を使用した場合の冷暖房料の見直しを行っております。続いて 73 ページをご覧ください。料金収入額への影響ですが、今回の料金改定により、コスト回収率は市全体として 15 ポイント程度改善する見込みであり、受益者負担の原則に沿って負担の公平性の確保が図られるものとなっております。主な施設における改定後コスト回収率の見込みは資料の表をご参照ください。なお、社会教育施設における受益者負担が負担すべきコストは、表の下、※に記載のとおり、動物園の有料遊具を除き、電気料、燃料費、上下水道などの基礎的直接費となっております。最後に 74 ページですが、こちらは、使用料改定の対象となる社会教育施設の施設名と対応する改正条例の名称、また議案書において、改正条例の第何条に該当するか、及び改正文と新旧対照表が資料の何ページに記載されているかなどを一覧にしたものです。例えば 1 番の児童会館については、改正条例での条番号が第 17 条、改正文は資料の 15 ページ、新旧対照表は 35 ページに記載されているということになります。なお本日ご提案させていただきました条例案につきましては、現在開会中の市議会定例会の最終日、7 月 1 日の提案を予定しております。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

村松教育長
柳川 委員

これから質疑に入ります。

いろいろ考察された上でのことだと思いますが、例えばコスト回収率の一番低いところでは改定後も 40% ということで、これについては近隣の音更町などにも同様の施設があると思いますが、帯広だけ料金を上げるというのは難しいことなのではないでしょうか。

鷲北 課長

収益の見直しにつきましては、類似している施設の屋内スピードスケート場になりますが、八戸などを参考に設定させていただいております。

藤澤 委員

全日割引料金の廃止が何か所かありますが、考え方としては他の市町村などもこういった制度を保っているのか、それとも市独自のものなのか、判断基準を教えてくださいと思います。

天池 室長

全日割引を使用している施設もありますが、概ね断続的に活用している施設が多い状況で、全日割引をすることで、より集客が見込める性質のものではないということと、施設の予約システム入力の際に、単価の違いにより二重に計算が必要になるということもあり、よりシンプルに統一することが適切であるということで、帯広市全体としてシフトしております。

村松教育長

他になれば、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第 26 号帯広市手数料条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

村松教育長

ご異議なしと認め、議案第 26 号は、了承されました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

これをもちまして、令和 8 年第 11 回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。